
第 5 章

厚生年金保険

5 厚生年金保険

わが国では、自営業者や無業者も含めて、原則として 20 歳以上 60 歳未満の人は公的年金制度に加入することが義務付けられています。

公的年金制度の土台となるのが国民年金です。国民年金は、老齢、障害、死亡などによって、加入者本人あるいはその残された遺族の生活が脅かされることのないように、国民年金の加入者がそれぞれ保険料を出し合うことによって互いに支えあいながら、生活を維持向上させることを目的としています。

また、公的年金制度のうち、70 歳未満の会社員（厚生年金の適用事業所で働いている人）、国・地方公共団体の公務員や私立学校の教職員は、厚生年金に加入します（加入した人を被保険者といいます）。厚生年金保険は、国民年金に上乗せする形で加入していて、厚生年金保険料として納付する保険料も、その財源の一部は、国民年金へ拠出されています。したがって、国民年金保険料を納めているという認識はなくとも、制度上は国民年金保険料も納めていることになっています。

厚生年金保険から給付を受けるときもこれと同様で、国民年金からの給付に厚生年金保険からの給付を上乗せしたものが、被保険者に支給されています。

ここではまず、公的年金制度の基盤となる国民年金の仕組みを学び、そのうえで、厚生年金保険の仕組みを見ていくことにしましょう。

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

（国民年金法第 1 条）

この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（厚生年金保険法第 1 条）

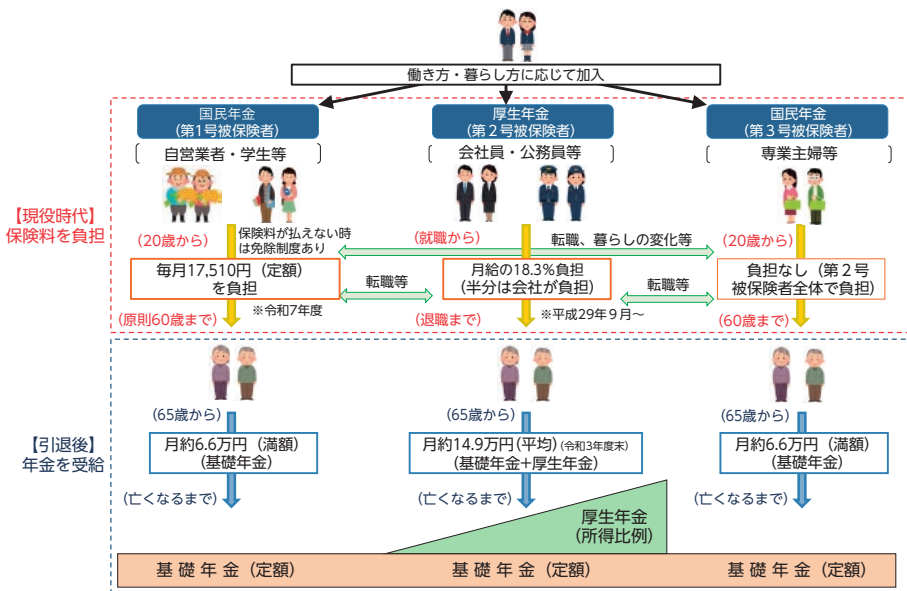
5 — 1 全ての人が加入する国民年金のあらまし

日本国内に住んでいる全ての人には、国民年金の加入が義務付けられています。厚生年金に加入している人は、自動的に国民年金の第2号被保険者になり、第2号被保険者に扶養される配偶者は第3号被保険者になります。

◆国民年金の被保険者について◆

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人には、国民年金に加入することが義務付けられています。これを「国民皆年金」といいます。

前掲のとおり、国民年金の被保険者には、第1号から第3号までの3種類があります。被用者として厚生年金保険に加入している人も、同時に、第2号被保険者として国民年金にも加入することになります。



(出所) 厚生労働省パンフレット 「年金制度のポイント」を一部修正

◆老齢基礎年金をもらうには 10 年以上の「受給資格期間」が必要◆

被保険者が、老後に年金の給付を受けるために必要な国民年金への加入期間を受給資格期間といいます。

受給資格期間を得るためには、保険料を納めた期間だけではなく、申請により保険料の一部又は全部を免除された期間及び合算対象期間（カラ期間…下記参照）なども含めて、原則として 10 年以上加入しなければなりません。

受給資格期間

「保険料を満額納付した期間（保険料納付済期間）」

+

「保険料の納付を一部又は全部免除された期間」

+

「合算対象期間」（カラ期間）

が、合わせて 10 年以上
あることが必要です

※ 国民年金は、20 歳から 60 歳までの 40 年間加入することが原則ですから、10 年間加入しただけでは、40 年間加入したときの年金額には達しません。

※ 厚生年金保険に加入していた期間は「保険料を満額納付した期間」に含めます。

※ 一部免除の期間については、減額された保険料を納めた期間であることが必要です。

※合算対象期間（カラ期間）

年金を受け取ることが出来るかどうかを判断する 10 年に算入することが出来ませんが、年金額の計算には反映しない期間のことを「合算対象期間」といいます。（一般にカラ期間と呼んでいます。）

合算対象期間（カラ期間）の一例（昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間）

- ① 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 学生（夜間制、通信制、各種学校を除く）であって国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 日本人であって海外に居住していた期間

- ④ 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和 61 年 4 月から 65 歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間（免除期間を含む）がある人に限る）

◆国民年金の任意加入被保険者◆

加入者の中には、加入手続きが漏れていたり、あるいは加入期間の途中で滞納期間があったりしたために、60 歳まで加入しても、受給資格期間である 10 年を満たさない方もいます。

そこで、受給資格期間を満たすために 60 歳になってからも国民年金に加入することが必要な方については、65 歳になるまでの間（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方については受給権を確保する 70 歳になるまでの間）、任意で国民年金に加入することができます。また、すでに受給資格期間は満たしているものの、さらに年金額を増やしたいという方も、65 歳になるまでの間は、任意加入することができます。

保険料を納付した期間が足りていなくても、カラ期間に該当する期間の有無を検討してみたり、任意加入して受給資格期間を補うことによって、年金が受給できる場合もありますので、確認してみるとよいでしょう。

◆国民年金の保険料◆

令和元年度以降は、月額 17,000 円に毎年度の保険料改定率を乗じた額となっています。令和 7 年度の保険料は月額 17,510 円です。

国民年金保険料は、翌月の末日までに納付することが原則ですが、もしも保険料の納付が滞っていた期間（滞納）があったときには、2 年前までさかのぼって保険料を納めることもできます。

◆国民年金保険料の免除と納付猶予◆

日本国内に住んでいる 20 歳以上の人は、すべて国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、長い加入期間の間には、収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合など、保険料を納めることができない期間が生じることがあるかもしれません。

そこで、国民年金には、一定の要件を満たしたときには保険料が全額又は一部免除される制度、あるいは一定期間納付が猶予される制度などを設けています。

保険料が全額免除又は一部免除・納付猶予された期間も、老齢基礎年金が支給さ

れるか否かを決定するための受給資格期間に算入されます。

○国民年金の法定免除

国民年金の第1号被保険者が、国民年金や厚生年金保険などから障害の年金(1級、2級)を受けているとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき、国立及び国立以外のハンセン病療養所などで療養しているときには、市区町村を通して年金事務所に届け出れば、その期間中の保険料が免除されます。

○保険料免除・納付猶予制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

また、20歳以上50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合には、ご本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

なお、申請できる期間は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1カ月前までの期間)です。

○学生納付特例制度

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

対象者は、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下の学生です。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

猶予された期間の保険料は、卒業後、10年以内であれば追納することができます。追納しない場合には、猶予された期間は受給資格期間に算入されますが年金額には反映されません。

○国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除(産前産後免除)

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年(2019年)4月から始まりました。免除を受けるには、住所地の市区町村の国民年金担当窓口に出発が必要です。

国民年金保険料が免除される期間は、出産※予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）です。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、産前産後期間は付加保険料の納付ができます。

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したもののとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

◆「上乗せ年金」としての厚生年金◆

厚生年金保険の加入手続を行うことで、同時に国民年金にも加入することになるため、会社等に勤務していれば、20歳未満でも国民年金に加入していることになります。また、厚生年金に加入している第2号被保険者に支給される老齢年金については、それぞれの制度によって計算された金額が合算されて支給されることになります。

具体的には、国民年金では保険料を納めた期間や加入者であった期間等が10年以上ある人が65歳になったときに、保険料納付済期間に応じた老齢基礎年金が支給されます。そのため、退職後に支給される老齢基礎年金の支給額には、学生時代や自営業者であった期間も反映されることになります。もちろん、在職中に厚生年金に加入していた期間も、国民年金に反映します。

厚生年金の保険料は給与・ボーナスに決まった定率を掛けた額となり、その半分は事業主が負担し、残りの半分は本人の給与・ボーナスから天引きされます。厚生年金では、保険料や年金支給額も給与所得に比例して決まる報酬比例制となっているため、給与所得が高く、保険料納付済期間が長いほど年金額が高くなります。

◆第1号被保険者のための国民年金基金◆

国民年金に上乗せして厚生年金に加入している会社員等の給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業・フリーランスの方などの国民年金の第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。

国民年金基金は、自営業・フリーランスの方のための年金額を増やせる年金制度です。

老後の生活費は毎月約15.5万円（※1）ほどかかると言われている一方、国民年金を満額納めた方でも、年金額は月に約6.8万円（※2）ほどです。この不足分＝老後に必要な生活費を補えるのが国民年金基金です。

国民年金基金は、65歳から一生涯受け取れ、長い老後の生活に備えることができます。加えて、加入時の掛金額は、払込期間終了まで変わりません（途中で口数を変更しない場合）。貯蓄など長期のマネープランも立てやすいのが特長の一つです。

国民年金基金の加入は任意ですが、国民年金基金制度は、国民年金法の規定に基づく公的な年金であり、国民年金（老齢基礎年金）とセットで、自営業・フリーランスの方など国民年金の第1号被保険者の老後の所得保障の役割を担うことができます。

※1「総務省統計局『家計調査』（令和4年）」

※2「20～60歳のすべての期間保険料を納めた新規裁定者の方の場合（令和6年度）」

◆保険料の督促状を放置しておいたらどうなるのか？

国民年金保険料は被保険者の意思による自主納付が基本であり、納付対象月の翌月末日までに納付しなければなりません。

納期限までに保険料が納付されない場合、納付勧奨を実施しますが、保険料を支払う能力がありながら、たび重なる納付勧奨を実施しても保険料を納付する意思がない場合は、被保険者及び連帯納付義務者（配偶者、世帯主）に督促状を送付します。

督促状による督促を受けた方が、指定の期限までに保険料を納付しない場合は、国税徴収法等に基づく滞納処分により、滞納者の意思に関わりなく、強制的に保険料を徴収します。

保険料の未納が続くと、将来の老齢年金が少なくなり、病気や事故で障害状態になっても障害年金を受給できない場合があります。保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の免除を申請してください。

5 — 2 厚生年金保険の保険者

厚生年金保険の保険者（保険料の徴収及び給付などを行う運営主体）は政府（厚生労働省）及び厚生年金基金です。また、政府は、厚生年金保険の一連の業務運営について、日本年金機構に委任・委託しています。

◆政府管掌の厚生年金保険は日本年金機構が運営◆

厚生年金保険の保険者（保険料の徴収及び給付などを行う運営主体）は政府（厚生労働省）及び厚生年金基金です。

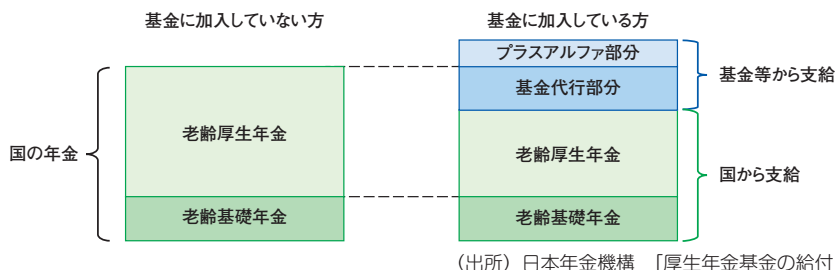
政府管掌の厚生年金保険については、平成 22 年 1 月以降、公的年金にかかる一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付等）について、国（厚生労働大臣）から委託・委任を受けた日本年金機構が担っています。日本年金機構には、本部および出先機関としての年金事務所が設置されています。厚生年金に関する基本的な手続きは、この年金事務所が窓口になっています。

◆会社が厚生年金基金に加入しているとき◆

厚生年金基金とは、厚生年金保険の適用事業所の事業主と、その適用事業所に使用される被保険者で構成される特別法人です。例えば単独事業所の場合には常時 1,000 人以上の従業員がいるなど、一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣の認可を受けて設立されています。

厚生年金基金は、厚生年金保険の老齢厚生年金（報酬比例部分）のうち、基金加入員期間にかかる部分の年金給付など、国が行う年金事業の一部を代行します。さらに、国の代行部分に独自の上乗せ給付（プラスアルファ分）を行うことによって、加入員の老後の所得保障の充実に貢献しています。

<基金代行給付のイメージ>



厚生年金基金加入員の厚生年金保険料率は、基金ごとに異なります。

◆公務員や私立学校教員の場合は◆

平成 27 年 10 月 1 日に「被用者年金一元化法」が施行されました。それまで共済年金制度に加入していた公務員及び私立学校教職員が、厚生年金制度に加入し、同時に報酬比例部分の年金も厚生年金に統一されるなど、二つに分かれていた被用者の年金制度が統一されることになりました。

ただし、年金制度の運営に関しては、これまで通り、公務員及び私立学校教職員が加入する、各職域の共済組合が行っています。

5 — 3

厚生年金保険の適用事業所と被保険者

厚生年金保険の適用事業所、被保険者資格の取扱いとは健康保険と同じです。ただし、70 歳以上の方など、一部制度が異なる場合があります。

◆適用事業所・被保険者資格は原則的に健康保険と同じ◆

健康保険法の適用事業所は、同時に、厚生年金保険の適用事業所でもあります。また、健康保険と同様に、適用事業所に「常時」使用される者は、事業主や従業員の意思にかかわらず、原則的には被保険者となります。パート労働者などの取扱いについても同様です。

そのため、会社に就職すると、健康保険と厚生年金保険は通常、両方セットで加入して健康保険及び厚生年金保険被保険者資格を取得することになります。

◆厚生年金保険の被保険者資格は 70 歳まで◆

会社に勤めていても 70 歳になれば、厚生年金保険に加入する資格を失います。

ただし、老齢の年金を受けられる加入期間がなく、70 歳を過ぎても会社に勤める場合は、老齢の年金を受けられる加入期間を満たすまで任意に厚生年金保険に加入することができます。これを高齢任意加入被保険者といい、「高齢任意加入被保険者資格取得申出書」を提出する必要があります。

また、厚生年金保険の適用事業所以外の事業所で働く 70 歳以上で、老齢年金の受給資格を満たしていない方については、次の要件を満たすことで、任意で厚生年金保険に加入することができます。

- (1) 厚生年金保険の被保険者となることについて、事業主の同意を得ていること。
- (2) 厚生年金保険の加入について、厚生労働大臣が認可すること。

希望される方は、「高齢任意加入被保険者資格取得申請書」を提出する必要があります。

5 — 4 厚生年金保険料

厚生年金保険の保険料は、健康保険と同様、標準報酬月額をもとに算出されます。納付は月単位となっており、日割計算はありません。

◆厚生年金保険料の計算◆

厚生年金保険料は、健康保険料と同様、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じて算出します。ただし、健康保険と厚生年金保険では、標準報酬月額の上限・下限及び標準賞与額の上限が異なっているため、同じ報酬月額・賞与額であっても、両制度における標準報酬月額及び標準賞与額は一部異なります。

厚生年金保険の保険料率は1000分の183で、保険料は、被保険者と事業主とで折半して負担します。ただし、高齢任意加入被保険者の場合、保険料は原則全額自己負担となります。

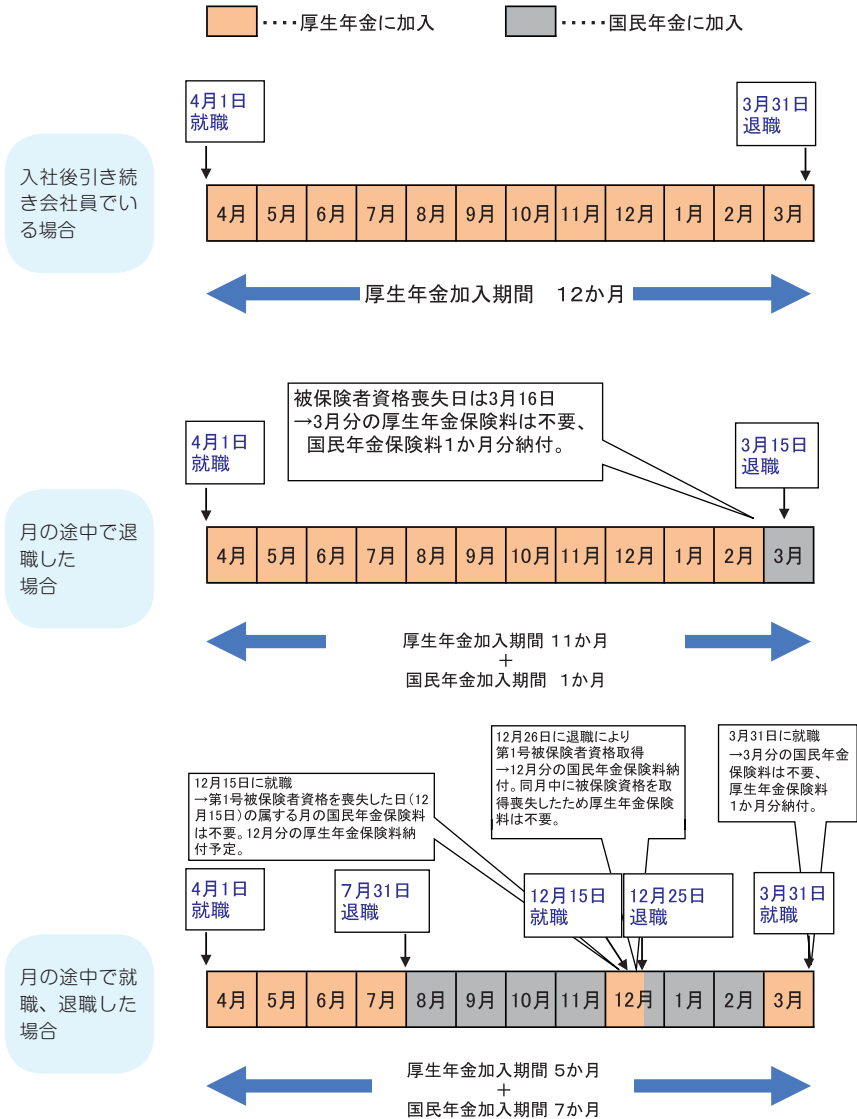
平成16年の年金制度改正で「保険料水準固定方式」が決められ、平成29年9月以降は保険料率を固定することになりました。そのため、厚生年金保険料率は、平成16年10月より毎年1000分の3.54ずつ引き上げられてきましたが、現在は1000分の183で固定されています。

産前産後休業期間及び育児・介護休業法による満3歳未満の子を養育するための育児休業等期間については、事業主が年金事務所に申し出ることにより、健康保険・厚生年金保険の保険料は、被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されます。この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

◆厚生年金保険料は月単位で納める◆

厚生年金保険料は、被保険者と事業主の負担分をあわせて事業主が納付します。

保険料の納付は1か月単位となっており、被保険者資格を取得した日（入社日など）の属する月から、被保険者資格を喪失した日（退職日、死亡日などの翌日）の属する月の前月分までが納付期間です。たとえ加入期間が1日でも、日割計算して納付することはありません。



※ 会社を退職し、その後すぐに別の会社に就職しない場合は、自分で国民年金被保険者種別変更の届出を行わなければなりません。種別変更の手続きを怠ると「未納期間」が生じてしまい、将来、受け取れる年金の計算にあたって不利になることもありますので、退職後は速やかにお住まいの市区町村役場で手続きを行う必要があります。

◆厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取組◆

○未適用事業所の適用促進対策

全ての法人事業所（事業主のみの場合を含む）と常時5人以上の個人事業所（農林水産業やサービス業等の業種を除く）は、厚生年金保険・健康保険両制度に加入し、従業員を厚生年金保険・健康保険の被保険者として、資格取得の届出を行う必要があります。また、事業主が負担すべき保険料と従業員が負担すべき保険料とを一括して、毎月納めなければなりません。

しかし、保険制度への加入手続きを行わず、保険料の納付を免れている事業所（適用調査対象事業所）があり、日本年金機構では、将来的な無年金者、低年金者の発生の防止や事業主の負担の公平性を確保するため、加入指導等の取組を行っています。

5 — 5 老齢年金

厚生年金の加入者に対しては、老後の生活保障のために、国民年金から老齢基礎年金が、厚生年金から老齢厚生年金がそれぞれ支給されます。

◆老齢基礎年金と老齢厚生年金◆

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が10年以上ある場合に、原則65歳から受け取ることができます。20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます（保険料納付済期間等に応じて年金額が計算されます）。

60歳から65歳までの間に受給開始時期を繰り上げて減額された年金を受け取り始める「繰上げ受給」や、66歳から75歳までの間に受給開始時期を繰り下げて増額された年金を受け取り始める「繰下げ受給」の制度があります。

老齢厚生年金は厚生年金保険に加入していた方が、老齢基礎年金の受給要件を満たした場合に、原則65歳から老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができる年金です。厚生年金保険に加入していたときの報酬額や、加入期間等に応じて年金額が計算されます。

老齢基礎年金と同様に「繰上げ受給」や「繰下げ受給」の制度があります。

◆年金の請求◆

年金は、自動的に支給されるものではなく、請求の手続きが必要です。

受給開始年齢または65歳の誕生月の約3か月前に、日本年金機構から「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が届きます。必要事項を記入したうえで指定された書類を添えて、国民年金の第1号被保険者の期間のみの方は住んでいる市区町村役場の年金担当課、又はお近くの年金事務所等へ支給開始年齢の誕生日の前日以降に提出します。

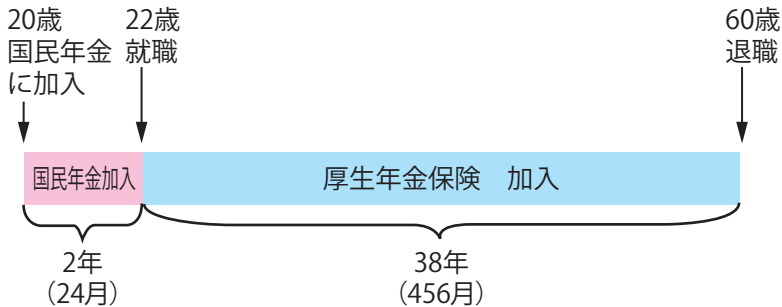
年金を受け取る権利の時効は5年間です。請求が遅れると、もらえたはずの年金がもらえなくなってしまう可能性もあるので、忘れずに請求しましょう。特に、厚生年金の加入期間が1年以上ある人は、生年月日によっては65歳になる前から「特別支給の老齢厚生年金」が支給される場合があるので、請求の時期に注意が必要です。

年金額が決定されると、年金証書、年金決定通知書が送られてきます。年金証書には、どの公的年金制度に何か月加入していたか、また免除期間はあったかどうかなどが記されています。年金は、偶数月の15日、1回の振込みで2か月分が指定金融機関の口座に振り込まれます。

◆年金の給付（1） 老齢基礎年金◆

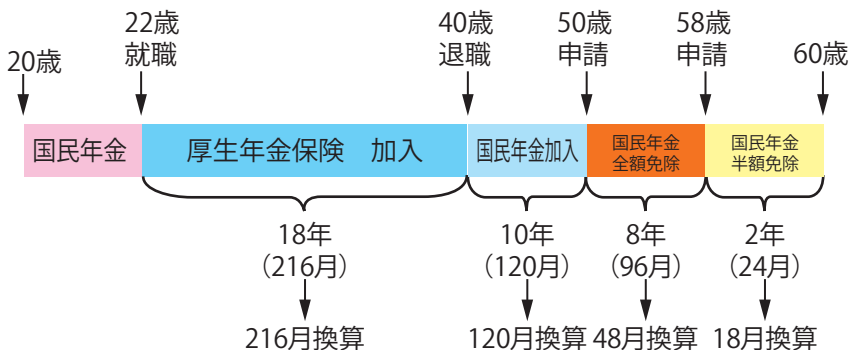
○老齢基礎年金の仕組み

国民年金からの給付である老齢基礎年金は、20歳から60歳に達するまでの間に、国民年金に加入している期間（受給資格期間：保険料納付済期間＋保険料免除期間＋カラ期間）が原則として10年以上あれば受給資格が得られ、65歳から支給されます。厚生年金に加入している期間は、国民年金保険料を満額納めたこととなります。



20歳から60歳に達するまでの40年間（480月）保険料を納めた場合に、満額が支給となりますが、保険料が全額又は一部免除された期間がある場合は、その分だけ給付される年金額が少なくなります。

例えば、平成21年4月以降に保険料が全額免除された期間は2分の1換算、半額免除を受けた期間は4分の3換算されるなど、将来受け取れる年金額に反映されます。しかし、免除申請を怠り「未納」となると、その期間は一切年金額には反映されません。



○ 65 歳から支給される老齢基礎年金の額

20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間（480 月）保険料を納めた場合の満額の金額は、令和 6 年度については、816,000 円となっています。また、未納期間や保険料が全額又は一部免除された期間がある場合は、その分だけ給付される年金額が少なくなります。

昭和31年4月2日以後生まれの方

$$816,000円 \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{全額免除} \\ \text{月数} \\ \times \\ \text{4/8} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{4分の1} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ \text{5/8} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{半額} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ \text{6/8} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{4分の3} \\ \text{納付月数} \\ \times \\ \text{7/8} \\ \hline \end{array}}{40\text{年(加入可能年数)} \times 12\text{月}}$$

※昭和31年4月1日以前生まれの方は、813,700円となります。

（出所）日本年金機構 「老齢基礎年金の受給要件・支給開始時期・年金額」

年金が納められそうもないからといって、未納のままにしておくと、将来受け取れる年金額は減ってしまいます。保険料の納付が困難なときには、保険料を免除してもらえないかどうか、市区町村の国民年金相談窓口にご相談してみるとよいでしょう。

※令和 7 年度の年金額は、令和 6 年度から 1.9% の引上げとなります。（詳細は厚生労働省 HP をご確認ください）

○老齢基礎年金の繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金の支給開始は 65 歳からが基本ですが、もっと早く年金の給付を受けたいという場合には、申請により、給付開始年齢を繰上げることができます。

反対に、65 歳になっても年金の給付が必要ない場合には、支給を繰下げってもらうこともできます。これまで繰下げは 70 歳まででしたが、令和 2 年の法改正により、令和 4 年 4 月 1 日以降に 70 歳に到達する人（昭和 27 年 4 月 2 日以降に生まれた人）は、75 歳まで繰下げ（最大 84%増額）が行えるようになります。

支給開始年齢を繰上げ又は繰下げることによって、本来 65 歳から給付される年金額よりも、一定の割合だけ減額あるいは増額して支給されます。いったん決められた年金額は、生涯変わりません。

繰上げ減額率早見表（昭和37年4月2日以降生まれの方）

請求時の 年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
60歳	24.0%	23.6%	23.2%	22.8%	22.4%	22.0%	21.6%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%	19.6%
61歳	19.2%	18.8%	18.4%	18.0%	17.6%	17.2%	16.8%	16.4%	16.0%	15.6%	15.2%	14.8%
62歳	14.4%	14.0%	13.6%	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	11.2%	10.8%	10.4%	10.0%
63歳	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.0%	7.6%	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.6%	5.2%
64歳	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

（出所）日本年金機構「年金の繰上げ受給」

繰下げ増額率早見表

請求時の 年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
66歳	8.4%	9.1%	9.8%	10.5%	11.2%	11.9%	12.6%	13.3%	14.0%	14.7%	15.4%	16.1%
67歳	16.8%	17.5%	18.2%	18.9%	19.6%	20.3%	21.0%	21.7%	22.4%	23.1%	23.8%	24.5%
68歳	25.2%	25.9%	26.6%	27.3%	28.0%	28.7%	29.4%	30.1%	30.8%	31.5%	32.2%	32.9%
69歳	33.6%	34.3%	35.0%	35.7%	36.4%	37.1%	37.8%	38.5%	39.2%	39.9%	40.6%	41.3%
70歳	42.0%	42.7%	43.4%	44.1%	44.8%	45.5%	46.2%	46.9%	47.6%	48.3%	49.0%	49.7%
71歳	50.4%	51.1%	51.8%	52.5%	53.2%	53.9%	54.6%	55.3%	56.0%	56.7%	57.4%	58.1%
72歳	58.8%	59.5%	60.2%	60.9%	61.6%	62.3%	63.0%	63.7%	64.4%	65.1%	65.8%	66.5%
73歳	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%	70.7%	71.4%	72.1%	72.8%	73.5%	74.2%	74.9%
74歳	75.6%	76.3%	77.0%	77.7%	78.4%	79.1%	79.8%	80.5%	81.2%	81.9%	82.6%	83.3%
75歳	84.0%											

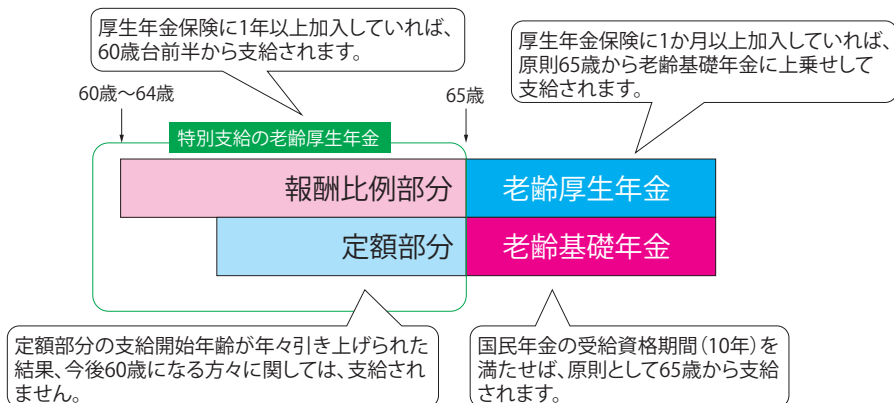
（出所）日本年金機構「年金の繰下げ受給」

◆年金の給付（2） 老齢厚生年金◆

○老齢厚生年金の仕組み

厚生年金保険の給付である老齢厚生年金は、受給資格期間（国民年金への加入期間が10年以上）を満たしている方が、厚生年金保険に1か月以上加入していた場合に、老齢基礎年金に上乗せして支給される年金です。

また、当分の間、厚生年金保険への加入期間が1年以上あれば、「特別支給の老齢厚生年金」として、60歳台前半から厚生年金保険からの給付を受けることができます。ただし、生年月日によって支給開始年齢が定められています。



○老齢厚生年金の支給開始年齢

60歳～65歳の間、生年月日に応じて、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。
支給開始年齢は下記の通りです。

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	
男性 昭和16年4月1日以前 女性 昭和21年4月1日以前 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		60歳から 年金が 満額 もらえる
	定額部分				老齢基礎年金		
男性 昭和16年4月2日～ 昭和18年4月1日 女性 昭和21年4月2日～ 昭和23年4月1日 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		
	定額部分				老齢基礎年金		
男性 昭和18年4月2日～ 昭和20年4月1日 女性 昭和23年4月2日～ 昭和25年4月1日 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		
			定額部分		老齢基礎年金		
男性 昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日 女性 昭和25年4月2日～ 昭和27年4月1日 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		60歳から 一部 年金が もらえる
			定額部分		老齢基礎年金		
男性 昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日 女性 昭和27年4月2日～ 昭和29年4月1日 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		
			定額部分		老齢基礎年金		
男性 昭和24年4月2日～ 昭和26年4月1日 女性 昭和29年4月2日～ 昭和31年4月1日 に生まれた人	報酬比例部分				老齢厚生年金		
					老齢基礎年金		
男性 昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日 女性 昭和33年4月2日～ 昭和35年4月1日 に生まれた人		報酬比例部分			老齢厚生年金		
					老齢基礎年金		
男性 昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日 女性 昭和35年4月2日～ 昭和37年4月1日 に生まれた人			報酬比例部分		老齢厚生年金		生年月日 によって 61歳から 64歳まで の間に 一部年金 がもらえる
					老齢基礎年金		
男性 昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日 女性 昭和37年4月2日～ 昭和39年4月1日 に生まれた人				報酬比例部分	老齢厚生年金		
					老齢基礎年金		
男性 昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日 女性 昭和39年4月2日～ 昭和41年4月1日 に生まれた人				報酬比例部分	老齢厚生年金		
					老齢基礎年金		
男性 昭和36年4月2日以降 女性 昭和41年4月2日以降 に生まれた人					老齢厚生年金		65歳に ならないと 年金は もらえない
					老齢基礎年金		

○特別支給の老齢厚生年金の支給額

特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分に定額部分を加算した額です。ただし現在では、一定の年齢以上でなければ、定額部分の支給はありません。

(1) 定額部分

$$1,701 \text{ 円 (令和 6 年度)}^{※1} \times \text{生年月日に応じた乗率 (1.875 \sim 1.000)} \\ \times \text{被保険者期間の月数}^{※2}$$

※1 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は、1,696 円

※2 被保険者期間の月数は生年月日による上限あり

(2) 報酬比例部分

報酬比例部分とは、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金のいずれの給付においても、年金額の計算の基礎となるものです。年金の加入期間や過去の報酬等に応じて決まるもので、計算方法は次のとおりです。

$$\text{報酬比例部分}^{※1} = A + B$$

A：平成 15 年 3 月以前の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額}^{※2} \times \frac{7.125}{1,000}^{※4} \times \text{平成 15 年 3 月までの加入期間の月数}$$

B：平成 15 年 4 月以降の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額}^{※3} \times \frac{5.481}{1,000}^{※2} \times \text{平成 15 年 4 月以降の加入期間の月数}$$

※1 共済組合加入期間を有する方の報酬比例部分の年金額については、各共済加入期間の平均報酬月額または平均報酬額と加入期間の月数に応じた額と、その他の加入期間の平均標準報酬月額または平均標準報酬額と加入期間の月数に応じた額をそれぞれ計算します。

※2 平均標準報酬月額とは、平成 15 年 3 月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 3 月以前の加入期間で割って得た額です。

※3 平均標準報酬額とは、平成 15 年 4 月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成 15 年 4 月以降の加入期間で割って得た額です。

※4 昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、給付乗率が異なります。

(3) 加給年金額

厚生年金保険の加入期間が20年以上ある場合、その人に生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいれば、加給年金額が上乗せされます。

受給権者が昭和9年4月2日以降生まれで、65歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、さらに特別加算額が上乗せされます。

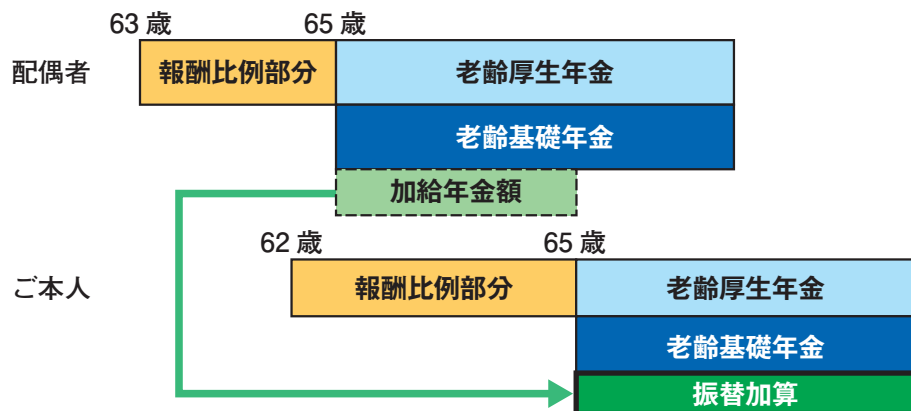
令和6年度は、下記の額となります。

配偶者（年齢制限等あり）	：234,800円
1人目・2人目の子（年齢制限等あり）	：234,800円（1人につき）
3人目以降の子（年齢制限等あり）	：78,300円（1人につき）
※ 配偶者の加給年金額については、受給権者の生年月日に応じ、一定の特別加算額が加算される。	

○加給年金額と振替加算

加給年金額（特別加算額を含む）は、配偶者が65歳に達し、老齢基礎年金の受給資格を得ると打ち切られます。ただし、配偶者が大正15年4月2日から昭和41年4月1日生まれの場合には、配偶者の老齢基礎年金に振替加算が上乗せされるようになります。

なお、夫婦ともに20年以上厚生年金に加入し、ともに年金を受けている場合には、加給年金は支給停止されます。



（出所）日本年金機構「老齢年金ガイド」

○ 65 歳から支給される老齢厚生年金

65 歳からの老齢厚生年金の年金額は、報酬比例部分に加給年金額を加算した額ですが、当分の間、経過的加算が行われます。

60 歳以降に受ける特別支給の老齢厚生年金は、定額部分と報酬比例部分を合算して計算します。65 歳以降の老齢厚生年金は、それまでの定額部分が老齢基礎年金に、報酬比例部分が老齢厚生年金に相当します。しかし、当分の間は老齢基礎年金の額より定額部分の額のほうが多いため、65 歳以降の老齢厚生年金には定額部分から老齢基礎年金を引いた額が加算されます。これを経過的加算といい、65 歳以降も 60 歳からの年金額が保障されることになります。

◆在職老齢年金◆

60 歳以上 70 歳未満の会社員は、厚生年金保険の被保険者であると同時に、（特別支給の）老齢厚生年金の受給権者でもあります。このような場合、賃金を得ながら、老齢厚生年金も同時に得ることはできませんが、受給している老齢厚生年金の基本月額と給料（賞与等も含めた総報酬月額相当額）に応じて、年金額の一部又は全額が支給停止となることがあります。これを在職老齢年金といいます。

老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合には、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。また、加給年金の支給の有無については、老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合には加給年金額は全額支給、老齢厚生年金が全額支給停止される場合には加給年金額も全額支給停止となります。

また、これまでは在職中に納付した保険料は 70 歳到達時（厚生年金保険の被保険者資格を喪失する時）にならなければ年金額に反映されませんでした。令和 4 年 4 月からは、在職中に毎年 1 回年金額が改定されるようになっています。

なお、70 歳以上の在職者にも在職老齢年金制度が適用されますが、70 歳になると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失しますので、保険料負担がなくなります。

◆雇用保険との支給調整◆

○「特別支給の老齢厚生年金」と基本手当との支給調整

特別支給の老齢厚生年金などの 65 歳になるまでの老齢年金（以下「年金」といいます。）と雇用保険の失業給付は同時には受けられません。

○老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整

厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金などの 65 歳になるまでの老齢年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付※（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の 6%（令和 7 年 4 月 1 日から 4%）に当たる額です。

※雇用保険の高年齢雇用継続給付（3-8 参照）とは、雇用保険の被保険者期間が 5 年以上ある 60 歳以上 65 歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が 60 歳到達時の 75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の 15%（令和 7 年 4 月 1 日以降に 60 歳となる被保険者については 10%）に相当する額を支給するものです。

5 — 6 障害年金

国民年金・厚生年金の被保険者として働いていた人が「障害」の状態になってしまったときには、被保険者とその家族の生活を保障するため、年金又は一時金の支給が行われます。

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があり、病気やけがで初めて医師又は歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けた時に、国民年金に加入していた場合は障害基礎年金、厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金が請求できます。

また、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残った時は、障害手当金（一時金）を受け取る制度があります。

なお、障害年金及び障害手当金の受給については、初診日（※ P174 参照）・障害の状態及び保険料納付状況について条件が設けられています。

◆支給要件◆

○障害基礎年金の受給要件

次の1から3のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

- 1 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・国民年金加入期間
 - ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- 2 障害の状態が、障害認定日（※ P174 参照。障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。
- 3 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

○障害厚生年金の受給要件

次の1～3のすべての要件を満たしているときは障害厚生年金が支給されます。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- 2 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること。ただし、障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。
- 3 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

○障害手当金（一時金）の受給要件

障害手当金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・けがが初診日から5年以内に治り、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受ける場合も、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。

- （1） 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- （2） 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

○用語の説明

※初診日…障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

※障害認定日…障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月をすぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）は、その日をいいます。

◆障害年金の対象となる障害の状態◆

国民年金から支給される障害基礎年金には1級と2級が、厚生年金から支給される障害厚生年金には1級から3級があります。障害の状態が障害等級表の1級、2級、3級及び障害手当金に該当する場合に、給付の対象となります。

障害等級表は法令により具体的に定められており、また身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害等級表

* 身体障害者手帳の等級とは異なります。

* 視覚障害については、令和4年1月1日付で、障害等級表が改正されています。

(参考)

障害の程度 1級の障害の状態	
※国民年金法施行令別表	
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの - 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの - 両上肢の機能に著しい障害を有するもの - 両上肢の全ての指を欠くもの - 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢を足関節以上で欠くもの - 体幹の機能に著しい障害を有するもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの - 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
障害の程度 2級の障害の状態	
※国民年金法施行令別表	
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの - 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの - 平衡機能に著しい障害を有するもの - しゃく機能に欠くもの - 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの - 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの - 両上肢のおや指及びひとさし指の機能に著しい障害を有するもの - 両上肢の全ての指を欠くもの - 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢の全ての指を欠くもの - 両下肢の機能に著しい障害を有するもの - 両下肢を足関節以上で欠くもの - 体幹の機能に著しい障害を有するもの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの - 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの - 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

障害の程度 3級の障害の状態	
(厚生年金保険のみ) ※厚生年金保険法施行令別表第1	
- 次に掲げる視覚障害 - 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの - 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの - 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの - しゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの - 脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの - 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したものの - 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したものの - 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの - 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの - おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したものの - 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの - 両下肢の10趾(し)の用を廃したものの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの	
障害の程度 障害手当金の障害の状態	
(厚生年金保険のみ) ※厚生年金保険法施行令別表第2	
- 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの - 一眼の視力が0.1以下に減じたもの - 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの - 両眼による視野が2分の1以上欠損したものの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの - 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの - 一耳の聴力が、耳障に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの - しゃく又は言語の機能に障害を残すもの - 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの - 脊柱の機能に障害を残すもの - 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの - 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの - 一下肢を3センチメートル以上短縮したものの - 長管状骨に著しい転位変形を残すもの - 一上肢の2指以上を失ったもの - 一上肢のひとさし指を失ったもの - 一上肢の3指以上の用を廃したものの - ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したものの - 一上肢のおや指の用を廃したものの - 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの - 一下肢の5趾の用を廃したものの - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの - 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの	

(備考)

視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(出所) 日本年金機構「障害年金ガイド令和6年度版」

◆障害年金・障害手当金の額◆

障害基礎年金からの給付は障害の程度に応じて定額で支給され、障害厚生年金の給付は障害の程度や加入期間及び賃金の平均報酬月額に応じて支給されます。

○障害年金額・障害手当金の計算方法

障害年金の額の計算方法は、障害の状態（等級）により異なります。
令和6年度の額は、下記のとおりです。

		障害の程度		
		重		軽
		1級	2級	3級
厚生年金 (2階)	障害厚生年金	障害厚生年金(1級) 報酬比例の年金額×1.25	障害厚生年金(2級) 報酬比例の年金額※1	障害厚生年金(3級) 報酬比例の年金額※3
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金※2	配偶者の加給年金※2	障害手当金※4
国民年金 (1階)	障害基礎年金	障害基礎年金(1級) 1,020,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 1,017,125円)	障害基礎年金(2級) 816,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 813,700円)	※1 報酬比例の年金額の計算式は下記参照 ※2 対象者がいる方のみ加算されます 支給額は10ページ参照 ※3 障害厚生年金3級の最低保障額は612,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円) ※4 (報酬比例額の年金額×2)を一時金として支給 障害手当金の最低保障額は1,224,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,220,600円)
	子の加算	子の加算※2	子の加算※2	

図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

(出所) 日本年金機構 「障害年金ガイド令和6年版 障害年金 障害手当金の額」

○加算年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている対象者がいる場合に受け取ることができます。

令和6年度の額は、下記のとおりです。

対象者	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給 年金額	234,800円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 234,800円	障害基礎年金	・18歳になった後の最初の3月31日 までの子 ・20歳未満で障害等級1級・2級の障 害の状態にある子
子3人目から		1人につき 78,300円		

(出所) 日本年金機構 「障害年金ガイド令和6年版 障害年金 障害手当金の額」

◆労災保険の障害（補償）年金等との支給調整◆

同一の病気やけがによって、障害年金と労災保険の障害給付が行われるときは、労災保険の給付の一部が減額される場合があります。

また、同一の病気やけがで労働基準法の規定による障害補償を受けることができるときは、6年間、障害年金を受け取ることができません。

5 — 7 遺族年金

国民年金・厚生年金の被保険者が、在職中あるいは退職後に亡くなった場合に、一定の要件を満たせば、遺族に対して年金が支給されます。

国民年金の加入者等が死亡した場合には、その者によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者又は子）に対して遺族基礎年金が支給されます。

また、厚生年金保険の被保険者が死亡した場合などには、その者によって生計を維持されていた一定範囲の遺族に対して遺族厚生年金が支給されます。そのため、遺族が遺族基礎年金の支給対象である場合には、遺族基礎年金に上乗せして、遺族厚生年金が支給されます。

ただし、ここでいう「子」とは、18歳の到達年度の末日までにある子、または20歳未満で障害等級1級・2級に該当する子に限られます。「孫」についても同様です。

◆遺族基礎年金◆

○遺族基礎年金の受給要件

1 から 4 のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族基礎年金が支給されます。

- 1 国民年金の被保険者である間に死亡したとき
- 2 国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき
- 3 老齢基礎年金の受給権者であった方が死亡したとき
- 4 老齢基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。ただし、死亡日が令和 8 年 3 月末日までのときは、死亡した方が 65 歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

3 および 4 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

○遺族基礎年金の受給対象者

死亡した方に生計を維持されていた「子のある配偶者」と「子」※は受け取ることができます。

なお遺族厚生年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

※子とは 18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方をさします。

子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父または母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

○遺族基礎年金の年金額（令和 6 年 4 月分から）

子のある配偶者が受け取るとき

昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの方	816,000 円 + 子の加算額
昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方	813,700 円 + 子の加算額

子が受け取るとき

次の金額を子の数で割った額が、1 人あたりの額となります。

816,000 円 + 2 人目以降の子の加算額

- ・ 1 人目および 2 人目の子の加算額 各 234,800 円
- ・ 3 人目以降の子の加算額 各 78,300 円

◆遺族厚生年金◆

遺族厚生年金の受給要件

次の 1 から 5 のいずれかの要件を満たしている方が死亡したときに、遺族に遺族厚生年金が支給されます。

- 1 厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき
- 2 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から 5 年以内に死亡したとき
- 3 1 級・2 級の障害厚生（共済）年金を受けとっている方が死亡したとき
- 4 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡したとき
- 5 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡したとき

1 および 2 の要件については、死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の 3 分の 2 以上あることが必要です。

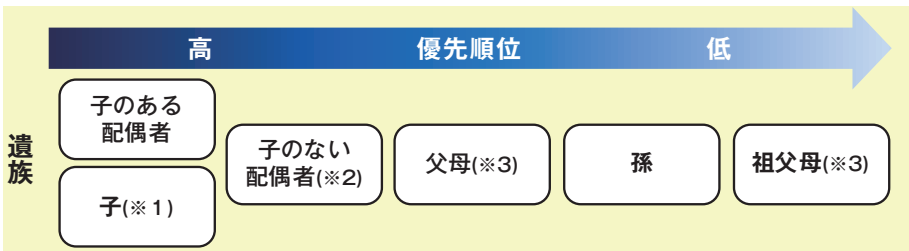
ただし、死亡日が令和 8 年 3 月末日までのときは、死亡した方が 65 歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

4 および 5 の要件については、保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が 25 年以上ある方に限ります。

○遺族厚生年金の受給対象者

死亡した方に生計を維持されていた以下の遺族のうち、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。なお遺族基礎年金を受給できる遺族の方はあわせて受給できます。

- ・ 子のある配偶者
- ・ 子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）（※ 1）
- ・ 子のない配偶者（※ 2）
- ・ 父母（※ 3）
- ・ 孫（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方。）
- ・ 祖父母（※ 3）



（出所）日本年金機構 「遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）」

※ 1 子のある妻または子のある 55 歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は、子には遺族厚生年金は支給されません。

※ 2 子のない 30 歳未満の妻は、5 年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55 歳から 60 歳の間で

あっても遺族厚生年金を受給できます)。

※ 3 父母または祖父母は、55 歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は 60 歳からとなります。

遺族厚生年金には支給順位があり、上位の人に一度受給権が発生した場合には、下位の人には受給権が発生せず、上位の人が受給権を失っても下位の人に受給権は発生しません。

また、子のある配偶者や子は、遺族基礎年金と遺族厚生年金が併せて支給されますが、そうでない遺族については、遺族厚生年金のみの支給となります。

○遺族厚生年金の年金額

遺族厚生年金の年金額は、死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 の額となります。

なお、受給要件の 1、2 および 3 に基づく遺族厚生年金の場合、報酬比例部分の計算において、厚生年金の被保険者期間が 300 月（25 年）未満の場合は、300 月とみなして計算します。

65 歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受け取る権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取るときは、「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の 4 分の 3 の額」と「死亡した方の老齢厚生年金の報酬比例部分の額の 2 分の 1 の額と自身の老齢厚生（退職共済）年金の額の 2 分の 1 の額を合算した額」を比較し、高い方の額が遺族厚生年金の額となります。

○中高齢寡婦加算

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金（※ 1）には、40 歳から 65 歳になるまでの間、612,000 円（年額）が加算されます。これを、中高齢寡婦加算といいます。

- 1 夫が亡くなったとき、40 歳以上 65 歳未満で、生計を同じくしている子（※ 2）がいない妻。
- 2 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（※ 3）が、子が 18 歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は 20 歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

- ※ 1 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている夫が死亡したときは、死亡した夫の厚生年金保険の被保険者期間が 20 年（中高齢者の期間短縮の特例などによって 20 年未満の被保険者期間で共済組合等の加入期間を除いた老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方はその期間）以上の場合に限ります。
- ※ 2 「子」とは次の方に限ります。
 - ・ 18 歳到達年度の末日（3 月 31 日）を経過していない子
 - ・ 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の障害の状態にある子
- ※ 3 40 歳に到達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けている妻。
- ※ 4 平成 19 年 3 月 31 日以前に夫が亡くなって、遺族厚生年金を受けられている方は、上記 1. と※ 3 の「40 歳」を「35 歳」と読み替えてください。

○経過的寡婦加算

次のいずれかに該当する場合に遺族厚生年金に加算されます。

- ・ 昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの妻に 65 歳以上で遺族厚生年金の受給権が発生したとき（遺族厚生年金の受給要件 4 および 5（P180 参照）に基づく場合は、死亡した夫の厚生年金保険の被保険者期間が 20 年（中高齢者の期間短縮の特例などによって 20 年未満の被保険者期間で共済組合等の加入期間を除いた老齢厚生年金の受給資格期間を満たした方はその期間）以上の場合に限ります。）
- ・ 中高齢の加算がされていた昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの遺族厚生年金の受給権者である妻が 65 歳に達したとき

経過的寡婦加算の額は、昭和 61 年 4 月 1 日から 60 歳に達するまで国民年金に加入した場合の老齢基礎年金の額と合わせると、中高齢寡婦加算の額と同額程度となるよう決められています。

◆ 65 歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合（遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整）◆

自分自身が納めた保険料を年金額に反映させるため、65 歳以上で遺族厚生年金と老齢厚生年金を受ける権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。

遺族厚生年金	
老齢厚生年金	支給
	支給停止 (老齢厚生年金に相当する額)
老齢基礎年金	

(出所) 日本年金機構 「遺族厚生年金（受給要件・対象者・年金額）」